

「耐震診断」において、留意していただきたい事項として

「委員会申込図書作成の手引き<耐震診断判定申込編>」に記載されている「(別記4)耐震診断に当たっての留意事項」を平成28年5月10日に一部改正しました。

一般社団法人 北海道建築士事務所協会  
建築物耐震診断等評価委員会

●改正した事項は、つぎの【改正した項目】のとおりですので、「委員会申込図書作成の手引き<耐震診断判定申込編>」を確認し、今後当委員会に判定の申込をされる対象建築物の耐震診断に反映してください。

<凡例>・・・「新規」：新たに設けた内容  
「変更」：変更した内容

#### 【改正した項目】

「委員会申込図書作成の手引き<耐震診断判定申込編>」に記載されている内容について次の項目について改正しました。

1) (別記4)耐震診断に当たっての留意事項

a) §1 建物の概要～・設計図書～「RC造で構造図・計算書が共にない場合」を

「1.設計図書(特に構造図)のない建物および詳細調査のできない建物の扱い」に変更し、記載内容を改訂しました。・・・「変更」

また、「2.アスベスト使用建物の取り扱い」を新規に記載しました。・・・「新規」

b) §3 耐震診断の概要～・診断方法～「2次診断の適用」の記載内容に3)として軒高31m以下の建物の取り扱いについて新規に記載しました。・・・「新規」

また、「3次診断の適用」、「3次診断の適用方法」および「壁の回転モードの耐力」を新規に記載しました。・・・「新規」